

第155回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

平成29年6月27日（火曜日）午前10時
（受付開始 午前9時）

開催場所

東京都中央区晴海四丁目7番28号
ホテルマリナーズコート東京
4階 白鳳

目次

第155回定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	5
第1号議案 取締役9名選任の件	
第2号議案 監査役1名選任の件	
第3号議案 補欠監査役1名選任の件	
第4号議案 当社株式の大規模買付行為への対応 策（買収防衛策）の更新の件	
（提供書面）	
事業報告	29
連結計算書類	56
計算書類	59
監査報告	61

株主総会ご出席の皆様へのおみやげはご用意しておりませんので、
あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

株主の皆様へ



当社第155回定時株主総会を6月27日（火曜日）に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。

株主総会の議案および平成28年度の事業概要につき、ご説明申し上げますので、ご覧くださいますようお願い申し上げます。

平成29年6月

代表取締役社長

山田 和孝

企業理念

- わが社は最良の技術をもって産業の発展と環境保全に寄与し、社会に貢献します
- わが社は市場のニーズを先取りし、最良の商品とサービスを顧客に提供します
- わが社は創意と活力によって発展し、豊かで働きがいのある企業をめざします

招集ご通知

株主の皆様へ

証券コード 6332
平成29年6月7日

東京都中央区晴海三丁目5番1号
月島機械株式会社
代表取締役社長 山 田 和 彦

第155回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、当社第155回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。
なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、平成29年6月26日（月曜日）午後5時5分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	平成29年6月27日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2 場 所	東京都中央区晴海四丁目7番28号 ホテルマリナーズコート東京 4階 白鳳 (末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第155期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第155期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 取締役9名選任の件 第2号議案 監査役1名選任の件 第3号議案 補欠監査役1名選任の件 第4号議案 当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の更新の件

以 上

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

議決権行使についてのご案内

●書面（郵送）による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月26日（月曜日）午後5時5分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

●インターネット等による議決権行使の場合

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<http://www.evote.jp/>）を通じて平成29年6月26日（月曜日）午後5時5分までにご行使くださいますようお願い申し上げます。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、後掲4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認ください。

機関投資家の皆様には、(株)ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

その他の招集に関する事項

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 当社では、定款の定めにより、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する案件に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.tsk-g.co.jp>）に修正後の事項を掲載させていただきます。

インターネット開示に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト（<http://www.tsk-g.co.jp>）に掲載することにより株主の皆様へ提供しております。

従いまして、本招集ご通知の提供書面は、監査報告の作成に際し、監査役および会計監査人の監査対象の一部であります。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご確認のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

1. インターネットによる議決権行使について

- （1）インターネットによる議決権の行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です（毎日午前2時から午前5時まででは取扱い休止となります。また、株主様のインターネット環境によってはご利用できない場合もございます。）。

【議決権行使ウェブサイト】

<http://www.evote.jp/>

- （2）議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議決権を行使してください。
- （3）郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合にはインターネットにより行使された内容を、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合には最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- （4）議決権行使ウェブサイトをご利用いただくための費用（インターネット接続料金・通信料金等）は株主様のご負担となります。
- （5）インターネットによる議決権の行使は、平成29年6月26日（月曜日）午後5時5分まで受付いたしますが、できるだけお早めにご行使いただき、ご不明点等がございましたらヘルプデスクへお問合せください。

2. パスワードの取り扱い

- （1）株主総会招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- （2）パスワードは議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので、大切にお取り扱い願います。パスワードに関するお電話等によるご照会にはお答えいたしかねます。

3. インターネットによる議決権行使に関するお問合せ先（ヘルプデスク）

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-173-027（通話料無料）

受付時間 午前9時から午後9時まで

以上

株主総会参考書類

第1号議案

取締役9名選任の件

取締役全員（8名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化と充実を図るため取締役1名を増員することとし、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。



1

やま だ かず ひこ
山 田 和 彦

(昭和22年1月1日生)

再任

取締役会出席回数 13回/13回

所有する当社の株式数

84,310株

● 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和44年4月 当社入社
平成10年4月 当社理事
平成12年6月 当社取締役
平成14年6月 当社常務取締役
平成15年6月 当社代表取締役専務取締役
平成17年6月 当社代表取締役社長社長執行役員（現任）

【取締役候補者とした理由】

代表取締役社長就任以来、全社的業務改革を推進するとともに、環境エネルギーの分野への進展および海外ビジネスの展開を図り、当社の持続的成長の基盤を構築してまいりました。経営者としての高い見識、豊富な経験と実績を有することから引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

2

まき しま きく お
楨 島 久夫

(昭和21年10月19日生)

再任

取締役会出席回数 13回/13回

所有する当社の株式数

29,000株

● 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和44年4月 当社入社
平成10年4月 当社理事
平成12年6月 当社取締役
平成14年6月 当社常務取締役
平成16年6月 サンエコサーマル株式会社代表取締役社長
平成18年12月 月島環境エンジニアリング株式会社代表取締役副社長
平成19年6月 同社代表取締役社長
平成23年6月 同社代表取締役社長社長執行役員
平成27年4月 同社代表取締役会長（現任）
当社専務執行役員産業事業本部長（現任）
平成27年6月 当社代表取締役（現任）

【取締役候補者とした理由】

長年にわたり子会社の代表取締役として、また産業事業全般にわたる責任者として経営に携わってまいりました。経営者としての高い見識、豊富な経験と実績を有することから引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

3

なか じま かず お
中 島 和 男

(昭和27年9月28日生)

再任

取締役会出席回数 13回/13回

所有する当社の株式数

31,200株

● 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和50年4月 当社入社
平成15年6月 当社コストエンジニアリング部長
平成17年6月 当社執行役員
平成20年10月 当社常務執行役員
平成21年6月 当社取締役執行役員技術管理本部長
平成23年1月 当社エンジニアリング本部長
平成25年4月 当社取締役常務執行役員
平成26年10月 当社技術管理本部長
平成27年4月 当社取締役専務執行役員開発本部長（現任）
平成29年4月 当社調達管理本部長（現任）
当社産業事業本部副本部長（現任）

【取締役候補者とした理由】

長年にわたり設計、製造、調達、品質管理等、技術部門の責任者として経営に携わってまいりました。経営者としての高い見識、豊富な経験と実績を有することから引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

4



わた なべ あき ひこ
渡 邊 彰 彦

(昭和30年4月21日生)

再任

取締役会出席回数 12回/13回

所有する当社の株式数
21,500株

● 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和63年11月 当社入社
平成14年8月 当社札幌支店長
平成19年6月 月島テクノメンテサービス株式会社代表取締役副社長副
社長執行役員
平成20年4月 同社代表取締役社長社長執行役員
平成22年4月 同社取締役
当社執行役員
平成22年6月 当社取締役執行役員水環境事業本部副本部長
平成25年4月 当社水環境事業本部長（現任）
当社企画本部副本部長
平成27年4月 当社取締役常務執行役員（現任）

【取締役候補者とした理由】

子会社の代表取締役を含め、水環境事業全般の責任者として経営に携わってまいりました。経営者としての高い見識、豊富な経験と実績を有することから引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

5



ふじ い よし ろう
藤 井 義 郎

(昭和33年5月27日生)

新任

所有する当社の株式数
1,100株

● 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和56年4月 株式会社三菱銀行入行
平成18年5月 株式会社三菱東京UFJ銀行営業第一本部営業第一部長
平成20年3月 株式会社池田銀行執行役員
平成22年5月 株式会社池田泉州銀行常務執行役員
平成23年7月 高砂熱学工業株式会社執行役員
平成28年8月 当社顧問
平成28年10月 当社常務執行役員（現任）
当社企画・管理本部副本部長
平成29年4月 当社企画・管理本部長（現任）

【取締役候補者とした理由】

金融機関における長年の経験と財務に関する豊富な知見を有し、企画、財務、総務等の管理部門全般の責任者として適任であると判断したため、取締役としての選任をお願いするものであります。

6

ふじ た なお や
藤 田 直 哉

(昭和39年2月5日生)

新任

所有する当社の株式数

一株

● 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和62年4月 三井物産株式会社入社
平成14年11月 物産パッケージサービス株式会社代表取締役社長
平成24年7月 リテールシステムサービス株式会社代表取締役社長
平成28年1月 三井物産株式会社食品事業本部リテール事業部長
平成29年4月 当社常務執行役員産業事業本部副本部長（現任）

【取締役候補者とした理由】

総合商社において食品・化学産業分野を中心に国内外の豊富な経験と実績を有し、当社の産業事業の拡大と成長を目指す上で適任であると判断したため、取締役としての選任をお願いするものであります。

7

てら にし まさ し
寺 西 正 司

(昭和22年2月6日生)

再任

社外取締役候補者

取締役会出席回数 13回/13回

所有する当社の株式数

7,100株

● 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和44年4月 株式会社三和銀行入行
平成7年6月 同行取締役
平成10年6月 同行常務取締役
平成11年6月 同行専務取締役
平成14年1月 株式会社UFJ銀行代表取締役頭取
平成14年6月 株式会社UFJホールディングス取締役
平成16年7月 株式会社UFJ銀行名誉顧問
平成17年12月 当社顧問
平成18年1月 株式会社三菱東京UFJ銀行名誉顧問（現任）
平成20年6月 日東電工株式会社社外監査役（現任）
平成23年6月 当社社外取締役（現任）

【取締役候補者とした理由】

金融機関における長年の経験と財務に関する豊富な知見に基づき、当社グループの経営に対し有益な指摘や意見をいただいておりますので引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。



ふた むら ぶん ゆう
二 村 文 友
(昭和22年1月9日生)

再任

社外取締役候補者

取締役会出席回数 13回/13回

所有する当社の株式数
3,000株

● 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和47年4月 新日本製鐵株式会社入社
平成13年6月 同社取締役
平成18年4月 同社常務取締役
平成18年6月 同社常務執行役員
平成19年4月 同社副社長執行役員
平成19年6月 同社代表取締役副社長
平成21年4月 同社取締役
平成21年6月 新日鐵化学株式会社（現新日鉄住金化学株式会社）代表取締役社長
平成25年6月 同社取締役相談役
平成26年4月 同社相談役
平成27年6月 当社社外取締役（現任）
ダイソー株式会社（現株式会社大阪ソーダ）社外取締役（現任）

【取締役候補者とした理由】

長年にわたる製造業における企業経営の豊富な経験と知見に基づき、当社グループの経営に関し有益な指摘や意見をいただいておりますので引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

9



おだぎ たけし
小田木 毅
(昭和17年9月14日生)

新任

社外取締役候補者

所有する当社の株式数
一株

● 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和45年4月 司法修習修了・弁護士登録
石井法律事務所弁護士
昭和55年4月 石井法律事務所パートナー弁護士（現任）
昭和61年9月 インベスコエムアイエム投資顧問株式会社監査役
平成2年11月 インベスコエムアイエム投信株式会社監査役
平成14年6月 雪印乳業株式会社（現雪印メグミルク株式会社）
社外監査役
平成23年6月 東京製綱株式会社社外監査役（現任）

【取締役候補者とした理由】

弁護士として企業法務に精通しており、高度な専門知識を当社の経営の透明性、客観性の向上に貢献していただくことを期待し、社外取締役候補者としたしました。

なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 寺西正司、二村文友および小田木毅の3氏は、社外取締役候補者であります。
3. 寺西正司、二村文友の両氏の在任期間は本総会終結の時をもって寺西正司氏は6年、二村文友氏は2年となります。
4. 寺西正司、二村文友の両氏は当社が定めた「独立社外役員の独立性判断基準」の要件を満たしており、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、小田木毅氏の選任が承認された場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社は、寺西正司、二村文友の両氏との間で法令の定める最低責任限度額を賠償責任限度額とする責任限定契約を締結しております。上記の両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で責任限定契約を継続する予定であります。また、小田木毅氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 小田木毅氏は、平成28年6月27日開催の第154回定時株主総会において補欠監査役に選任されておりますが、補欠監査役の選任の効力期間は本総会の開始の時をもって満了いたします。

第2号議案

監査役1名選任の件

監査役尾内正道氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。



お うち まさ みち
尾 内 正 道

(昭和17年6月15日生)

再任

社外監査役候補者

取締役会出席回数 13回/13回

監査役会出席回数 6回/ 6回

所有する当社の株式数

1,000株

● 略歴、地位および重要な兼職の状況

昭和50年9月 公認会計士登録
昭和52年6月 税理士登録
昭和53年1月 尾内公認会計士事務所・税理士尾内正道事務所開設
昭和58年8月 株式会社三菱総合研究所客員研究員
平成15年7月 早稲田大学会計研究所嘱託研究員（現任）
平成19年7月 日本公認会計士協会副会長
平成22年7月 日本公認会計士協会監事
平成25年6月 当社社外監査役（現任）
平成27年1月 税理士法人エムオーパートナーズ代表社員（現任）
平成27年6月 日東紡績株式会社社外取締役（現任）

【監査役候補者とした理由】

公認会計士および税理士として財務および会計に精通しており、高度な専門知識と豊富な知見に基づき、社外監査役として透明性の高い公正な経営監視に向け有益な指摘や意見を述べるなど職責を果たしていただいておりますので、引き続き選任をお願いするものであります。

なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 尾内正道氏と当社との間には特別の利害関係はありません。なお、同氏は、税理士法人エムオーパートナーズの共同代表社員であり、当社は同税理士法人の他の共同代表社員が代表を務める公認会計士事務所との間に関係があります。
2. 同氏は、社外監査役候補者であります。
3. 同氏の在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
4. 同氏は当社が定めた「独立社外役員の独立性判断基準」の要件を満たしており、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
5. 当社は、同氏との間で法令の定める最低責任限度額を賠償責任限度額とする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で責任限定契約を継続する予定であります。

第3号議案

補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。



こばやし まさと
小林 雅人

(昭和35年4月5日生)

所有する当社の株式数
一株

● 略歴および重要な兼職の状況

昭和61年4月 司法修習修了・弁護士登録
湯浅・原法律特許事務所弁護士
平成9年2月 日本オラクル株式会社社外監査役
平成9年7月 平川・佐藤・小林法律事務所パートナー弁護士
平成15年2月 シティユーワ法律事務所パートナー弁護士（現任）

【補欠監査役候補者とした理由】

弁護士として企業法務に精通しており、高度な専門知識を当社の監査体制に反映していただくことを期待し、補欠監査役候補者といたしました。

なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 小林雅人氏は、当社と顧問契約を締結しているシティユーワ法律事務所のパートナー弁護士であり、当社は同法律事務所との間に法律業務を委託する等の取引関係がありますが、当事業年度における取引額は同法律事務所の年間売上高の2%未満であります。
2. 同氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 同氏は当社が定めた「独立社外役員の独立性判断基準」の要件を満たしており、同氏が監査役に就任した場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
4. 当社は、同氏が監査役に就任した場合には、同氏との間で法令の定める最低責任限度額を賠償責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。

ご参考

【独立社外役員の独立性判断基準】

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に加え、社外役員の独立性判断基準を次のとおり定めます。

1. 当社および当社グループ会社の業務執行者（取締役、監査役または執行役員その他の使用人）でなく、かつ、過去にもあったことがないこと。
2. 当社の主要株主（議決権所有割合10%以上の株主）の重要な業務執行者（取締役、監査役、会計参与、執行役または執行役員その他の重要な使用人）でないこと。
3. 当社が主要株主である会社の重要な業務執行者でないこと。
4. 当社の主要な取引先（直近事業年度における当社との取引の対価の受取額が、当社の単体総売上高の2%超となる取引先。金融機関の場合は直近事業年度における当社の借入額が、当社の単体総資産の2%超となる取引先）またはその業務執行者でないこと。
5. 当社を主要な取引先（直近事業年度における当社との取引の対価の支払額が、当該取引先の単体総売上高の2%超となる取引先）とする者またはその業務執行者でないこと。
6. 当社から多額（直近事業年度において、個人は1千万円以上の金額、法人・団体は当該法人・団体の単体売上高の2%超の金額）の報酬または寄付を受領する法律専門家、会計・税務専門家、各種コンサルティング専門家、研究・教育専門家または当該法人・団体に所属する者でないこと。
7. 当社および当社グループ会社の業務執行者の親族関係（3親等以内または同居親族）でないこと。
8. 上記の他、独立社外役員としての独立性に疑義があり、一般株主と利益相反のおそれがあると合理的に判断されないこと。

第4号議案

当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の更新の件

当社は、平成20年6月27日開催の第146回定時株主総会において、株主の皆様のご承認に基づき当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）を導入し、その後、直近では平成26年6月27日開催の第152回定時株主総会において、株主の皆様のご承認に基づきこれを更新しております（以下、現行の買収防衛策を「現プラン」といいます。）。

本定時株主総会の終結の時をもって現プランの有効期間が満了を迎えるにあたり、その後の法令改正、当社を取り巻く事業環境、情勢変化等を踏まえ検討を加えた結果、当社は本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、現プランを更新すること（以下、更新後のプランを「本プラン」といいます。）を平成29年5月12日開催の取締役会において決議いたしました。

つきましては、株主の皆様には、本プランへの更新につきご承認をお願いしたいと存じます。

なお、本プランへの更新にあたり「Ⅱ．基本方針を実現するための取組み」の変更を行っておりますが本プランの実質的な内容について変更はございません。

本プランへの更新を決定した取締役会には監査役全員が出席し、いずれも本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、相当である旨の意見を述べております。

なお、本招集ご通知の発送日現在、当社株式の大規模な買付けに関する打診および申し入れ等は一切ございません。

I．会社の支配に関する基本方針

当社は、「ほとんど輸入であった諸産業の機械装置を国産し、製糖産業を出発点として、化学工業、金属精錬等の興隆に奉仕する」という創業の精神の下、1905年の創業以来、乾燥、ろ過、蒸留、分離、焼却といった単位操作技術に基づく産業機械や環境装置を設計、製造してまいりました。また、自社の製品やプロセスを核としたプラントの設計、建設といったエンジニアリングを手がけ、さらには、建設したプラントのメンテナンスや維持管理、運転管理等を請け負う等、総合的な技術ソリューションをお客様に提供することで、「かけがえのない地球環境を守り、豊かな社会の礎になる諸産業に寄与する」ことを実践してまいりました。

当社は、企業が継続して発展していくには、お客様、従業員、取引先および株主等のステークホルダーとの良好な関係等を維持し発展させ、技術を基盤として中長期的な視点に立って経営することが、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上させることに繋がるものと認識しております。

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに当社株式の大規模な買付けを行う大規模買付行為であっても、企業価値および株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではなく、当該大規模買付行為に応じるかどうかは、最終的に、当該大規模買付行為が

当社の企業価値および株主共同の利益に資するものか否かを適切に把握した株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えております。

もっとも、当社株主の皆様が、大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益に資するものか否かを適切に把握し、当該大規模買付行為に応じるか否かを判断するには、大規模買付者から十分な情報提供がなされ、さらには、現に当社の経営を担っている当社取締役会から当該大規模買付行為に対する当社取締役会の評価、意見等を含めた十分な情報が提供されることが必要であると考えております。

そこで当社取締役会は、当社株式に対する大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が当社株主の皆様に必要に応じて代替案を提案するために必要な情報や時間を確保するために、必要な手続きを定めることとし、当該大規模買付行為を行う者が当該手続きを遵守しない場合および遵守した場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、企業価値および株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するための取組みが必要不可欠であると判断いたします。

II. 基本方針を実現するための取組み

当社は、「最良の技術をもって産業の発展と環境保全に寄与し、社会に貢献する」、「市場のニーズを先取りし、最良の商品とサービスを顧客に提供する」、「創意と活力によって発展し、豊かで働きがいのある企業をめざす」ことを企業理念として定めております。当社はこの企業理念の下、工場での製造技術を基盤とし単位操作技術を駆使した機械、装置の開発から設計、製造を行い、プロセス開発を手がけ、それら機械や装置、プロセスを核にしたプラントエンジニアリングを行い、さらには、そのメンテナンスや維持管理、運転管理をお客様に提供し、産業の発展と環境保全に寄与することで社会貢献を果たしております。これらの当社および当社グループが提供する一連のサービスは、開発・設計・調達・製造・建設・アフターサービスといった当社および当社グループのバリューチェーンによって成せるものであり、このバリューチェーンを有することが当社の強みであり、特徴であると認識しております。

当社グループは、上下水道設備を主要マーケットとする水環境事業と、化学、鉄鋼、食品等の産業用設備および廃液や廃酸、固形廃棄物処理等の環境関連設備を主要マーケットとする産業事業の2つを主たる事業領域と捉えております。当社グループは両事業における持続的な成長を目指すために、「安定収益基盤の構築」、「成長基盤の構築」を基本方針とした中期経営計画（平成28年4月～平成31年3月）を策定・公表し、事業活動を展開しております。なお、中期経営計画における具体的な施策は以下のとおりです。

1. 安定収益基盤の構築

【水環境事業】

当社グループは、重要な社会インフラである上下水道施設の改築更新需要を取り込むために、創エネルギー、省エネルギー技術を中心とした各種汚泥処理設備の営業活動を展開してまいります。また、それら社会インフラを長期間にわたり安定的に維持・運営していくために、PFI、DBO事業や包括O&M業務等のライフサイクルビジネスの営業活動を展開してまいります。

さらには、未利用バイオマスを活用したFITによる汚泥消化ガス発電事業を展開することで、地球温暖化防止に貢献するとともに長期安定収益の確保に努めてまいります。

【産業事業】

当社グループは、各種産業分野における高効率な生産プラント設備および単体機器の営業活動とともに、排水・廃液・廃酸・排ガス・固形廃棄物処理等の環境関連プラントの営業活動を強化してまいります。

2. 成長基盤の構築

【水環境事業】

当社グループは、中長期的な市場拡大が期待できるアジア諸国および欧州諸国向けに、現地企業との協業関係を構築した上で、海外上下水道プラントおよび機器の拡販を推進し、事業の成長を目指してまいります。

【産業事業】

当社グループは、各海外拠点および海外の協力企業との連携を強化・推進することで、アジア諸国をはじめ欧州、豪州、北南米地域も含めた海外での各種産業プラントおよび機器の拡販を推進し、事業の成長を目指してまいります。

なお、上述の「安定収益基盤の構築」、「成長基盤の構築」という基本方針を実現するために、中期経営計画期間においては以下の内容の機動的な戦略投資を実行してまいります。

- ① 両事業における研究開発投資として40億円
- ② 両事業におけるM&A投資として100億円
- ③ 水環境事業におけるFIT事業投資として50億円

Ⅲ. 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プラン導入の目的

本プランは、上記Ⅰ. に記載した会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして導入したものです。

当社取締役会は、当社株式に対する大規模買付行為が行われる際には、株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保すること、そのために、当社取締役会が大規模買付者と交渉を行うこと、あるいは、現に当社の経営を担っている当社取締役会が大規模買付行為を評価し、必要に応じて代替案を提示することが、当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、向上されることにつながると考えております。

2. 本プランの概要

本プランは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株式等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為（いずれもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また、市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）が行われる際に大規模買付者が遵守すべき手続きを設定するものであり、当該手続きとは、①事前に大規模買付者が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②取締役会による一定の評価期間が経過した後でなければ当該大規模買付行為を開始することができない、というものです。

（注1）特定株主グループとは、(i) 当社の株式等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）または、(ii) 当社の株式等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

（注2）議決権割合とは、(i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株式等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株式等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）または、(ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該買付者および当該特別関係者の株式等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。各株式等保有割合の算出に当たっては、総議決権

(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。) および発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

(注3) 株式等とは、金融商品取引法第27条の23第1項、または、同法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。

本プランにおいては、対抗措置の発動要件として、客観的かつ明確な要件を定めており、発動の要件に該当するか否かの判断に当社取締役会の恣意的な判断の介入する余地を可及的に排除しております。また、対抗措置の発動等、当社取締役会が大規模買付者の提案を評価、検討するに際しては、当社取締役会の恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の公正性、合理性ならびに客観性を担保するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者委員会を設置し、その勧告を最大限に尊重することとしており、当社の企業価値、株主共同の利益の確保に適うような運営が行われる仕組みが確保されております。

その概要は以下のとおりです。

(1) 意向表明の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、本プランで定める手続きに従う旨の誓約および以下の内容等を記載した意向表明書を当社の定める書式に従ってご提出いただきます。なお、書面はすべて日本語により作成していただきます。

- ① 大規模買付者の名称、住所
- ② 設立準拠法
- ③ 代表者の氏名
- ④ 国内連絡先
- ⑤ 提案する大規模買付行為の概要等

(2) 必要情報の提供

当社取締役会は、上記(1)の意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当社取締役会に対して、株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために提供いただくべき必要かつ十分な情報(以下、「本必要情報」といいます。)を記載したリストを大規模買付者に交付いたします。本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目としては以下のとおりです。

- ① 大規模買付者およびそのグループ(共同保有者、特別関係者および組合員(ファンドの場合)その他の構成員を含みます。)の詳細(名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、財務内容等を含みます。)
- ② 大規模買付行為の目的、方法および内容(大規模買付行為の価額あるいは対価とその価額、大規模買

付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実現可能性等を含みます。)

- ③ 大規模買付行為の価額あるいは対価とその価額の算定根拠
- ④ 大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 大規模買付行為の後における当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- ⑥ 大規模買付行為の後における当社の従業員、取引先、顧客、その他の当社に係わる利害関係者の処遇方針

なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対し本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された本必要情報は、株主の皆様および投資家の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示いたします。

(3) 取締役会による評価期間等

当社取締役会は、大規模買付者による本必要情報の提供が完了したと判断した場合、速やかにその旨を開示します。

当社取締役会は、大規模買付者による本必要情報の提供の完了について開示した後、60日間を上限として（対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合）、または、90日間を上限として（その他の方法による大規模買付の場合）、大規模買付行為の評価、検討、大規模買付者との交渉、意見形成および代替案立案等を行うための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）を設定いたします。したがって、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものといたします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は独立した外部専門家（投資銀行、フィナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント、その他の専門家）の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価、検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

なお、当社取締役会が取締役会評価期間の満了時まで、大規模買付行為に対する対抗措置の発動、または、不発動に関する決議を行うに至らない場合には、当社取締役会は、大規模買付者の大規模買付行為の内容の検討、大規模買付者との交渉、代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内（ただし、30 日

間を超えないものとします。)で、取締役会評価期間を延長する旨の決議を行うものとし、延長する期間および理由その他当社取締役会が適切と判断する事項について速やかに開示を行います。

3. 大規模買付行為が為された場合の対応

(1) 大規模買付者が本プランで定める手続きを遵守した場合

当社取締役会は、大規模買付者が本プランで定める手続きを遵守した場合には、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該大規模買付行為に対する反対意見の表明、必要に応じて代替案の提示をするに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置の発動を決議することはありません。また、当社取締役会は、当該大規模買付行為に対する意見あるいは代替案の内容について、速やかに開示いたします。大規模買付者の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大規模買付者の当該提案および当社取締役会が提示する当該大規模買付行為に対する意見、代替案をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付者が本プランで定める手続きを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が認める場合には、当社取締役会は、取締役の善管注意義務に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲で、例外的に新株予約権の無償割当て等、会社法、その他の法律および当社定款が認める対抗措置の発動を決議することができるものとします。具体的には、大規模買付行為が以下のいずれかの類型に該当すると判断された場合には、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められるものと考えます。

- ① 真に会社経営に参加する意思がないにも拘わらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で大規模買付行為を行う場合（所謂グリーンメーラーである場合）
- ② 会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、所謂焦土化経営を行う目的で大規模買付行為を行う場合
- ③ 会社経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で大規模買付行為を行う場合
- ④ 会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で大規模買付行為を行う場合
- ⑤ 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、所謂強圧的二段階買収（最初の買付で当社の株式等の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を最初の条件より不利に設定し、あるいは明

確にしないで、公開買付等の株式等の買付を行うことをいいます。)等の、株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、当社の株式等の売却を強要するおそれがあると判断された場合

- ⑥ 買付の条件（対価の価額・種類、買付の時期、買付方法の適法性、買付実行の実現可能性、買付後における当社従業員、取引先、顧客その他の利害関係者の処遇方針を含む。）が当社の本源的価値に鑑み、著しく不十分または不適当な買付である場合
- ⑦ 大規模買付者による大規模買付行為の実行後における従業員その他の利害関係者の処遇方針等により、当社の株主、取引先、従業員、その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値および株主共同の利益の毀損のおそれまたは当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上を妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合
- ⑧ その他、①乃至⑦に準ずる場合で、当社の企業価値および株主共同の利益の維持および向上に反すると認められる場合

当社取締役会が対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は別紙－１に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当てを行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件および取得条項等を設けることがあります。

当社取締役会は、大規模買付行為に対する対抗措置の発動、または、不発動に関する決議を行った場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

（２）大規模買付者が本プランで定める手続きを遵守しない場合

大規模買付者が本プランで定める手続きを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何に拘わらず、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法、その他の法律および当社定款が認める対抗措置の発動を決議することができるものとします。具体的にいかなる対抗措置を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することになります。

当社取締役会は、上記決議を行った場合にも、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

（３）対抗措置の公平さを担保するための手続き

① 第三者委員会の設置

大規模買付者が本プランで定める手続きを遵守したか否か、あるいは、本プランで定める手続きを遵守した場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうもの

であることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適切に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の公正性、合理性ならびに客観性を担保するため、第三者委員会を設置します。第三者委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役、または、社外有識者（経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法を主たる研究対象としている学識経験者、または、これに準ずる者）から選任いたします。第三者委員会規程の概要につきましては、別紙－2に記載のとおりであり、また、本プランにおける第三者委員会の各委員の氏名および略歴は別紙－3に記載のとおりであります。

② 対抗措置の発動の手続き

当社取締役会は、上記(1)に記載のとおり大規模買付者が本プランで定める手続きを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置の発動を決議することはありません。一方上記(1)に記載のとおり例外的に対抗措置の発動を決議する場合、ならびに上記(2)に記載のとおり対抗措置の発動を決議する場合には、その判断の公正性、合理性および客観性を担保するために、当社取締役会は、対抗措置の発動の決議に先立ち、第三者委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、第三者委員会の勧告を受けるものいたします。

当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断にあたっては、第三者委員会の勧告を最大限尊重するものいたします。

なお、当社取締役会が対抗措置の発動の決議を行った後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合等、当社取締役会において対抗措置の発動が適切でないと判断する場合には、第三者委員会の勧告および外部専門家の意見を踏まえたうえで、対抗措置の発動の中止または変更（対抗措置として新株予約権の無償割当ての実行を決議した場合の当該無償割当ての中止、新株予約権の無償割当ての実行後における当該新株予約権の無償取得等を含みますがこれらに限りません。）を行うことができるものとします。

4. 株主および投資家の皆様への影響

(1) 本プランが株主および投資家の皆様に与える影響等

本プランは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見、さらには必要に応じて株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としております。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値および株主共

同の利益の確保につながるものと考えております。

なお、上記３．において記載したとおり、大規模買付者が本プランで定める手続きを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応が異なりますので、株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意下さい。

（２）対抗措置発動時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、上記３．において記載したとおり、大規模買付者に対し対抗措置を発動することがありますが、当社取締役会が対抗措置の発動を決議した場合には、法令および当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従って、適時に適切な開示をいたします。

対抗措置の発動時には、大規模買付者等以外の株主の皆様が、法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。対抗措置の一つとして新株予約権の無償割当てを行う場合は、株主の皆様は、引受けの申込みを要することなく、その保有する株式数に応じて、新株予約権が割り当てられます。ただし、割当期日において大規模買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただけない株主の皆様（当社がかかる誓約書の提出を求めた場合に限りです。）に関しましては、他の株主の皆様が当該新株予約権の無償割当てを受け、当該新株予約権の行使によるか、あるいは、当該新株予約権と引き換えに当社株式を受領することに比して、結果的にその法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。

新株予約権の行使に際しては、株主の皆様には、当社株式を取得するために、所定の期間内に一定の金額の払込みを行っていただく必要があり、かかる手続きを行わない場合は、当該株主の皆様の１株当たりの株主価値が希釈化することになります。もっとも、当社が新株予約権を取得し、これと引き換えに当社株式を交付することができるのと取得条項が定められた場合において、当社が取得の手続きを取った場合は、取得の対象となる新株予約権を保有する株主の皆様は、金銭を払込むことなく当社株式を受領することになります。

また、当社取締役会は、対抗措置の発動の中止または変更として、新株予約権の無償割当ての中止または新株予約権の無償割当ての実行後における当該新株予約権の無償取得を行うことがありますが、この場合、新たな株式の発行は行われず、当社株式１株当たりの株式価値の希釈化は生じないこととなります。しかしながら、当社が大規模買付者に対して対抗措置を発動し、新株予約権と引き換えに当社株式が交付されることを前提として変動した取引価格にて株式の売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を受ける可能性があります。

大規模買付者等については、本プランで定める手続きを遵守しない場合や、本プランで定める手続きを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本プランの公表は、大規模買付者が本プランで定める手続きに違

反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものであります。

(3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

対抗措置として新株予約権の無償割当てが行われる場合には、株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受けますが、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当期日における最終の株主名簿に記録される必要があります。

また、当社が当該新株予約権の取得の手続きを取らない場合、株主の皆様は、当社取締役会が指定する所定の期間内に新株予約権 1 個当たり金 1 円以上で、当社取締役会が新株予約権の無償割当て決議において定める価額の払込みが必要となります。さらに、新株予約権の無償割当てから当社による新株予約権の取得手続き、あるいは当該新株予約権の行使に係わり、当社は、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が大規模買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めることがあります。

これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てを行うことになった際に、法令および当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に基づき別途お知らせいたします。

5. 本プランの適用開始と有効期限

本プランへの更新は、第155回定時株主総会での承認を条件といたします。なお、本プランの有効期限につきましては、第155回定時株主総会の終結の時から平成32年6月開催予定の定時株主総会の終結時までとして第155回定時株主総会に付議する予定です。

また、本プランへの更新が第155回定時株主総会により承認された後であっても、①株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、または②取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

IV. 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値および株主共同の利益に合致し、当社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

当社取締役会は、本プランが経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」が求める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を以下のとおり充足し、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の

在り方」を踏まえて設計されております。

- (1) 本プランは、上記Ⅲに記載のとおり、株主の皆様が大規模買付行為を適切に評価するために必要な情報や時間を確保し、またそのために当社取締役会が大規模買付者と交渉を行い、あるいは、現に当社の経営を担っている当社取締役会が大規模買付行為を評価し必要に応じて代替案を提示するための相当期間を確保するために導入されるものであります。したがって、当社取締役会は、本プランが、企業価値および株主共同の利益の確保、向上に資するものと考えております。
- (2) 本プランにおいては、対抗措置の発動の要件として、客観的かつ明確な要件を定めており、発動の要件に該当するか否かの判断に当社取締役会の恣意的判断の介入する余地を可及的に排除しております。また、対抗措置発動の手続きを定め、当社取締役会の恣意的判断を排除しております。これらに加え、当社取締役会の恣意的判断を排除するために第三者委員会を設置し、本プランにおける対抗措置の発動等に際しては、当社取締役会は第三者委員会の勧告を最大限に尊重することとしており、当社の企業価値、株主共同の利益に適うように透明な運営が行われる仕組みが確保されております。
- (3) 当社取締役会は、株主、投資家の皆様および大規模買付者の予見性を高め、株主の皆様の適正な選択の機会を確保するために、本プランの内容を事前に開示するものです。
- (4) 本プランは、有効期間満了前であっても、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されることから、所謂デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成メンバーの過半数を交代させてもなお発動を阻止できない買収防衛策）には該当いたしません。また、当社取締役の任期は1年とされており、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成メンバーの交代を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）とはならず、取締役の選任議案に関する議決権の行使を通じて、本プランに対する株主の皆様のご意思を反映させることが可能となっております。

以 上

別紙－１ 新株予約権無償割当ての概要

１．新株予約権無償割当ての対象となる株主およびその割当て方法

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）１株につき１個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

２．新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、割当期日における当社普通株式の発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式総数（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）を減じた株式数を上限とする。新株予約権１個当たりの目的となる株式の数は１株とする。ただし、当社が株式分割または株式合併を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

３．株主に割り当てる新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の無償割当てを行うことがある。

４．各新株予約権の行使に際して出資される財産およびその価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は１円以上で当社取締役会が定める額とする。

５．新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

６．新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

７．新株予約権の行使期間等

新株予約権の無償割当てがその効力を生じる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記６.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権１個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることができる。

以 上

別紙－２ 第三者委員会規程の概要

1. 第三者委員会は、当社取締役会の決議により設置される。
2. 第三者委員会の委員は３名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役および社外有識者（経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法を主たる研究対象としている学識経験者、または、これらに準ずる者）の中から当社取締役会が選任し、当社に対する善管注意義務条項等を含む委任契約を当社と締結しなければならないものとする。
3. 第三者委員会の委員の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会終結の時までとするものとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合は、この限りではない。また、社外取締役、または社外監査役であった第三者委員会の委員が、社外取締役または社外監査役でなくなった場合（ただし、再任された場合を除く。）には、第三者委員会の委員の任期も同時に終了するものとする。
4. 第三者委員会は、当社取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定内容を、その理由または根拠を付して当社取締役会に対して勧告するものとする。なお、第三者委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、専ら当社の企業価値および株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととし、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならないものとする。
5. 第三者委員会は、外部専門家（投資銀行、フィナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント、その他の専門家）から、当社の費用負担により助言を求めることができるものとする。
6. 第三者委員会の決議は、第三者委員会の委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

以 上

別紙－３ 第三者委員会の各委員の氏名および略歴

氏 名 小田木 毅（おだぎ たけし）
略 歴 昭和 45 年 4 月 司法修習修了・弁護士登録
石井法律事務所弁護士
昭和 55 年 4 月 石井法律事務所パートナー弁護士（現任）
昭和 61 年 9 月 インベスコエムアイエム投資顧問株式会社監査役
平成 2 年 11 月 インベスコエムアイエム投信株式会社監査役
平成 14 年 6 月 雪印乳業株式会社（現雪印メグミルク株式会社）社外監査役
平成 23 年 6 月 東京製綱株式会社社外監査役（現任）

氏 名 高石 健雄（たかいし たけお）
略 歴 平成 11 年 4 月 富士電機株式会社 電機システムカンパニー事業統括部長
平成 13 年 6 月 同社常任監査役
平成 18 年 6 月 同社顧問、当社社外監査役（現任）
平成 20 年 6 月 当社常勤監査役（現任）

氏 名 尾内 正道（おうち まさみち）
略 歴 昭和 50 年 9 月 公認会計士登録
昭和 52 年 6 月 税理士登録
昭和 53 年 1 月 尾内公認会計士事務所・税理士尾内正道事務所開設
昭和 58 年 8 月 株式会社三菱総合研究所客員研究員
平成 15 年 7 月 早稲田大学会計研究所嘱託研究員（現任）
平成 19 年 7 月 日本公認会計士協会副会長
平成 22 年 7 月 日本公認会計士協会監事
平成 25 年 6 月 当社社外監査役（現任）
平成 27 年 1 月 税理士法人エムオーパートナーズ代表社員（現任）
平成 27 年 6 月 日東紡績株式会社社外取締役（現任）

小田木毅氏は、本定時株主総会における社外取締役候補者であります。

小田木毅、高石健雄および尾内正道の３氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

当社は、高石健雄、尾内正道の両氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、当社は、小田木毅氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過および成果

当連結会計年度における当社を取り巻く市場環境は、国内経済は緩やかな回復基調が続いているものの、公共投資は力強さを欠き世界経済の先行きには不透明感があることから設備投資には弱さが見られました。海外においては、新興国、資源国の景気の下振れや英国のEU離脱、米国大統領選挙結果に見られるような世界的な保護主義の台頭により、不確実性が高まっている状況下にありました。

このような環境の下で当社グループは、持続的な成長を目指すために「安定収益基盤の構築」、「成長基盤の構築」を基本方針とした中期経営計画(平成28年4月～平成31年3月)を策定・公表し、事業活動を展開してまいりました。

水環境事業においては、国内上下水道設備の増設更新需要の取り込みや、設備の維持管理業務、補修工事等の営業活動を展開してまいりました。また、設備の建設と長期の維持管理業務が一体となったPFI(*1)、DBO事業(*2)や、FIT(*3)を活用した発電関連分野への営業展開を進めてまいりました。

一方、産業事業においては、設備投資需要を取り込むために国内外におけるプラントおよび単体機器、さらには環境関連設備の営業活動を幅広く展開してまいりました。

また、戦略的投資の一環として下水汚泥からの創エネルギー技術開発や単体機器の更なる改良に注力するとともに、提携企業との協業による提案活動により顧客層の拡大を図ってまいりました。

その結果、当連結会計年度における当社グループの業績は次のとおりとなりました。

受注高は744億29百万円（前期比7.3%減）、売上高は698億62百万円（前期比7.8%減）となりました。また、損益面につきましては、営業利益は35億8百万円（前期比36.0%減）、経常利益は38億42百万円（前期比30.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は21億69百万円（前期比29.0%減）となりました。

* 1 : PFI (Private Finance Initiative)

施設整備を伴う公共サービスにおいて、民間の有する資金、技術、効率的な運用ノウハウなどを活用する仕組み

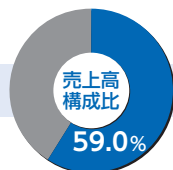
* 2 : DBO (Design Build Operate) 事業

事業会社に施設の設計 (Design)、建設 (Build)、運営 (Operate) を一括して委ね、施設の保有と資金の調達は行政が行う方式

* 3 : FIT (Feed-in Tariff)

再生可能エネルギーを用いて発電された電気を、一定価格で電気事業者が買い取ることを義務付けた制度（固定価格買取制度）

当連結会計年度における事業部門別の業績は、次のとおりであります。



水環境事業

水環境事業においては、国内の水インフラ関連投資は比較的堅調に推移しておりました。また、複数年および包括O&M業務(*4)や設備建設と長期の維持管理業務を一体化したPFI、DBO事業等の発注は増加する傾向にありました。

このような状況の下で当社グループは、国内の上下水道用汚泥処理設備の増設・更新需要を取り込むために、下水処理場向け次世代型汚泥焼却システム、汚泥燃料化設備、消化関連設備などの汚泥処理設備の営業活動を推進してまいりました。また、O&M業務においても補修工事および包括O&M業務の営業活動を展開してまいりました。その結果、汚泥処理設備では次世代型汚泥焼却システムや、複数の消化ガスホルダ案件の受注を果たしました。O&M業務では、業務請負範囲の拡大や複数年のO&M業務の受注を獲得するなど、受注の拡大を推進してまいりました。さらに、FITを活用した汚泥消化ガス発電事業においても複数の案件を獲得し、長期安定収益事業の比率を一層拡大する取り組みを推進してまいりました。

その結果、当連結会計年度における水環境事業の受注高は446億37百万円（前期比3.7%増）、売上高は412億48百万円（前期比4.3%減）、営業利益は27億43百万円（前期比12.4%減）となりました。

* 4：包括O&M業務

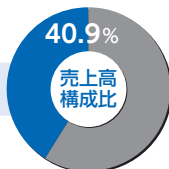
設備の運転管理業務だけでなく、設備の補修工事や薬品等の供給も含めた包括的な維持管理業務

●受注の主なもの

- ・ 神奈川県向け相模川流域下水道右岸処理場焼却炉改築工事（機械・電気）
- ・ 福岡県向け御笠川那珂川流域下水道御笠川浄化センター下水汚泥固形燃料化事業
- ・ 四日市市向け日永浄化センターほか運転管理業務委託

●売上の主なもの（工事進行基準案件を含む）

- ・ 京都府向け桂川右岸流域下水道洛西浄化センター下水汚泥固形燃料化事業
- ・ 東京都向け三郷浄水場横型加圧脱水機等更新工事
- ・ 横浜市向け南部汚泥資源化センター包括的管理委託



産業事業

産業事業においては、国内経済は緩やかな回復基調が続いているものの、世界経済の先行きに対する不透明感から設備投資には弱さが見られました。海外においては、新興国、資源国の景気の下振れや英国のEU離脱、米国大統領選挙結果に見られるような世界的な保護主義の台頭により、不確実性が高まっている状況下にありました。

このような状況の下で当社グループは、国内外における各種プラント設備および乾燥機、分離機、ろ過機、ガスホルダ等の単体機器の営業活動を展開してまいりました。特に国内外の食品分野への単体機器の営業活動や、化学分野における設備投資需要や更新需要の取り込みに注力してまいりました。また、環境関連においては、国内外向けに廃液燃焼システムや廃酸処理設備、固形廃棄物焼却設備等の営業活動を展開してまいりました。

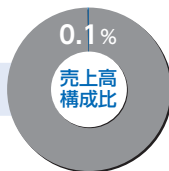
その結果、当連結会計年度における産業事業の受注高は297億18百万円（前期比20.1%減）、売上高は285億40百万円（前期比12.5%減）、営業利益は7億20百万円（前期比68.9%減）となりました。

●受注の主なもの

- ・国内 住友化学愛媛工場向け廃液燃焼設備
- ・国内 化学会社向け流動焼却設備
- ・東南アジア 食品分野向け原料製造設備

●売上の主なもの（工事進行基準案件を含む）

- ・国内 化学分野向けモノマー製造設備
- ・国内 トクヤマ・チヨダジブサム向け
廃石膏ボードリサイクルプラント
- ・マレーシア トーソー・アドバンスド・マテリアルズ向けハイシリカゼオライト製造設備



その他

その他においては、当連結会計年度における受注高は73百万円（前期比112.6%増）、売上高は73百万円（前期比112.6%増）、営業利益は44百万円（前期比7.2%増）となりました。

2. 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は26億27百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

(当社)

発電関連設備	1,933百万円
研究開発用設備	189百万円

3. 資金調達の状況

当連結会計年度においては、特記すべき事項はありません。

なお、当社グループの資金調達の詳細につきましては後掲38頁の10.に記載の「主要な借入先」をご参照ください。

4. 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	平成25年度 第152期	平成26年度 第153期	平成27年度 第154期	平成28年度 (当連結会計年度) 第155期	前期比 増減率
受注高	79,552	66,794	80,263	74,429	7.3%減
売上高	71,216	75,639	75,758	69,862	7.8%減
営業利益	5,001	5,273	5,485	3,508	36.0%減
経常利益	5,202	5,739	5,527	3,842	30.5%減
親会社株主に帰属する 当期純利益	3,986	3,344	3,055	2,169	29.0%減
1株当たり当期純利益 (円)	89.57	75.25	69.82	49.31	29.4%減
総資産	98,688	105,002	99,753	106,630	6.9%増
純資産	55,734	58,966	58,729	61,257	4.3%増
1株当たり純資産額 (円)	1,243.27	1,337.97	1,323.93	1,376.67	4.0%増

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均の発行済株式総数から、期中平均の自己株式数を控除した株式数により算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末現在の発行済株式総数から、期末現在の自己株式数を控除した株式数により算出しております。
3. 第153期、第154期および第155期の1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額の算定上の基礎となる自己株式数には、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」導入において信託銀行に設定した「月島機械従業員持株会信託」が所有する当社株式を含めております。

5. 対処すべき課題

当社グループは、上下水道設備を主要マーケットとする水環境事業と、化学、鉄鋼、食品等の産業用設備および廃液や固形廃棄物処理等の環境関連設備を主要マーケットとする産業事業の2つを主たる事業領域と捉えております。当社グループは両事業における持続的な成長を目指すために、「安定収益基盤の構築」、「成長基盤の構築」を基本方針とした中期経営計画（平成28年4月～平成31年3月）を推進するとともに、事業の集中と選択により経営の効率化を図り、計画達成に取り組んでまいります。

（1）安定収益基盤の構築

水環境事業

水環境事業を取り巻く環境は、国内の水インフラ関連投資は比較的堅調に推移しているものの、一定の普及が進捗し市場が成熟化していることから競争は激しさを増し、今後も厳しい状況が続くものと想定されます。

このような状況認識の下で当社グループは、重要な水インフラである上下水道施設の改築更新需要を取り込み安定収益基盤を確保するため、当社が強みを持つ污泥処理技術や下水污泥燃料化などの創エネルギー技術の更なる強化を図ります。また、水インフラを長期間にわたり安定的に維持・運営していくために、包括O&M業務などのO&Mビジネスの営業活動を推進してまいります。さらには、未利用バイオマスを下水污泥と混合消化することで消化ガス量を増加させ、FITを活用した污泥消化ガス発電事業に利用することで、消化ガス発電を一層推進し、地球温暖化防止に貢献するとともに更なる長期安定収益の確保に努めてまいります。

産業事業

産業事業を取り巻く環境は、国内は消費エネルギーの削減、地球温暖化防止の観点から一層の省エネルギー、高効率技術が求められることが想定されます。また、海外は新興国の経済発展に伴い、各種製造プラント・機器の需要が拡大することが想定されます。さらに環境規制の強化に対応するため環境保全設備の需要が拡大していくものと想定されます。

このような状況認識の下で当社グループは、各種産業分野に展開している単体機器事業においては製糖用分離機など、環境関連分野では焼却事業の廃液燃焼設備など、当社が高いシェアを持つ事業領域をさらに強化し、安定収益の確保に努めてまいります。

(2) 成長基盤の構築

水環境事業

国内の上下水道市場は成熟化しておりますが、新興国では人口増加と経済発展により深刻な水不足や水環境保全の問題が生じており、水インフラの需要が拡大しております。また、中進国では整備済みの水インフラ設備の更新や改良・高度化の需要が生じるものと想定されます。

このような状況認識の下で当社グループは、水インフラ市場拡大が期待できるアジアおよび欧州諸国向けに、当社の主力製品である汚泥処理機器を中心に上下水道プラントおよび機器の拡販を推進し、事業の成長を目指してまいります。

産業事業

国内の事業環境は、国内経済は緩やかな回復基調が続いているものの、世界経済の先行きに対する不透明感から設備投資には弱さが見られました。海外においては、新興国の景気の下振れや世界的な保護主義の台頭により不確実性が高まっている状況ですが、今後は緩やかに景気が回復し経済成長や環境対策に伴う設備投資需要が拡大していくものと想定されます。

このような状況認識の下で当社グループは、各海外拠点との連携強化および提携企業との協業による提案活動を推進することで、アジア諸国をはじめ欧米地域も含めた海外での各種産業プラントおよび機器の拡販を推進し、事業の成長を目指してまいります。

なお、上述の「安定収益基盤の構築」、「成長基盤の構築」という基本方針を実現するために、中期経営計画期間においては、以下の内容の機動的な戦略投資を実行してまいります。

- 1) 両事業における研究開発投資として40億円
- 2) 両事業におけるM&A投資として100億円
- 3) 水環境事業におけるFIT事業投資として50億円

6. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
月島テクノメンテサービス株式会社	180百万円	100.0%	上下水道処理設備の運転・保守管理および補修工事、工業薬品の販売、環境設備に関連する機器・備品の販売
サンエコサーマル株式会社	91百万円	※100.0%	一般廃棄物、産業廃棄物の中間処理(焼却)
月島環境エンジニアリング株式会社	455百万円	100.0%	環境改善および各種化学工業用・一般産業用装置、機器の設計、製造、修理、販売
寒川ウォーターサービス株式会社	50百万円	※55.0%	寒川浄水場排水処理施設における、排水処理施設および濃縮施設の維持・管理、浄水発生土に関する再生利用
月島マシンセールス株式会社	20百万円	100.0%	機械装置および機器類の設計、製造、修理、販売、各種装置・設備の据付配管等の工事
大同ケミカルエンジニアリング株式会社	20百万円	100.0%	酸回収装置等の化学機械装置の設計、製造、施工
BOKELA有限会社	200千ユーロ	83.33%	各種ろ過機の設計、製造、修理、販売

(注) ※印の議決権比率は、子会社が有する議決権を含めて計算しております。

(3) 重要な契約の状況（当連結会計年度中）

該当事項はありません。

7. 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

当社グループは、当社と子会社18社および関連会社10社で構成され、上下水道設備を主要マーケットとする水環境事業と、化学、鉄鋼、食品等の産業用設備および廃液や固形廃棄物処理等環境関連設備を主要マーケットとする産業事業の2つを主たる事業と位置付けており、それら以外の事業をその他としておりますが、その主要な事業内容は以下のとおりであります。

事業区分	主要な事業内容
水環境事業	1) 浄水場・下水処理場等プラントの設計・建設 2) 上記プラントに使用される脱水機、乾燥機、焼却炉等各種単体機器の設計・製造・販売 3) 浄水場・下水処理場におけるPFI、DBO事業 4) 浄水場・下水処理場設備の運転・維持管理・補修およびこれらに付随する業務 5) 下水処理場における消化ガス発電事業
産業事業	1) 化学、鉄鋼、食品等プラントの設計・建設 2) 上記プラントに使用される晶析装置、酸回収装置、ろ過機、分離機、乾燥機、ガスホルダ等各種単体機器の設計・製造・販売 3) 廃液・廃水・固形廃棄物処理等プラントの設計・建設 4) バイオマスエタノール製造プラントの設計・建設 5) 真空技術応用装置および関連部品の設計・製造・販売 6) 一般・産業廃棄物処理事業
その他	1) 大型図面・各種書類等の印刷・製本 2) 事務所ビル・駐車場等の不動産管理・賃貸

8. 主要な事業所および工場 (平成29年3月31日現在)

会社名	拠 点	所在地
月島機械株式会社	本社	東京都中央区晴海三丁目5番1号
	支社	東京都中央区、大阪市中央区
	支店・営業所	札幌市、仙台市、横浜市、名古屋市、広島市、 福岡市、浦添市
	工場・研究所	千葉県市川市
	駐在員事務所	ハノイ（ベトナム）、ジャカルタ（インドネシア）、 ムンバイ（インド）、カールスルーエ（ドイツ）
月島テクノメンテサービス株式会社	本社	東京都江東区
	支社	大阪市中央区
	支店・営業所	仙台市、郡山市、さいたま市、千葉市、横浜市、 名古屋市、京都市、福岡市
サンエコサーマル株式会社	本社	栃木県鹿沼市
月島環境エンジニアリング株式会社	本社	東京都中央区
寒川ウォーターサービス株式会社	本社	神奈川県高座郡寒川町
月島マシンセールズ株式会社	本社	東京都江東区
大同ケミカルエンジニアリング株式 会社	本社	大阪市北区
BOKELA有限会社	本社	カールスルーエ（ドイツ）

9. 使用人の状況（平成29年3月31日現在）

（１）企業集団の状況

使用人数	前期末比増減数
2,356名	48名増

（注）使用人数は、就業人員であります。

（２）当社の状況

使用人数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
660名	23名減	44.4歳	14.2年

（注）使用人数は、就業人員であります。

10. 主要な借入先（平成29年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	4,189百万円
株式会社横浜銀行	763百万円
株式会社山口銀行	463百万円

- （注） 1. 当連結会計年度末日の借入金残高を記載しております。
2. 株式会社三菱東京UFJ銀行からの借入額には、信託型従業員持株インセンティブ・プランの導入のために設定された月島機械従業員持株会信託が、当社株式を取得するための原資として行った当社保証による借入を含んでおります。当プランについては、後掲39頁の2. 5. に記載の「その他株式に関する重要な事項」をご参照ください。
3. 当社グループの資金調達は、主に海外展開支援融資制度によるM&A資金の借入金と、連結子会社でPFI事業のために設立した寒川ウォーターサービス株式会社の借入金であります。

11. その他企業集団に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項 (平成29年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 180,000,000株
2. 発行済株式の総数 45,625,800株
3. 株主数 4,540名
4. 大株主の状況（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（％）
大同生命保険株式会社	2,115	4.75
太陽生命保険株式会社	1,885	4.23
東京センチュリー株式会社	1,757	3.94
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	1,410	3.16
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,344	3.02
株式会社日本製鋼所	1,300	2.92
高砂熱学工業株式会社	1,287	2.89
応用地質株式会社	1,172	2.63
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,083	2.43
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,027	2.30

（注）持株比率は自己株式1,120,434株を控除して計算しております。

5. その他株式に関する重要な事項

当社は、当社従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与、福利厚生の拡充を目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」（以下、「本プラン」といいます。）を平成27年2月26日に導入いたしました。

本プランでは、当社が信託銀行に「月島機械従業員持株会信託」（以下、「E-Ship信託」といいます。）を設定し、E-Ship信託は、設定後5年間にわたり「月島機械従業員持株会」（以下、「持株会」といいます。）が取得すると見込まれる数の当社株式を予め取得し、その後、信託終了まで毎月持株会へ売却します。なお、E-Ship信託は当社株式を取得するため、当社保証による銀行借入を行っております。

当事業年度末にE-Ship信託が所有する当社株式数は402,400株であり、4. に記載の「大株主の状況」における自己株式に含めておりません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等（平成29年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長 （社長執行役員）	山 田 和 彦	
代 表 取 締 役 （専務執行役員）	横 島 竜久夫	産業事業本部長 海外統括、事業統括室、営業部、海外営業部、機器拡販推進室 担当 月島環境エンジニアリング株式会社代表取締役会長
取 締 役 （専務執行役員）	中 島 和 男	エンジニアリング本部長、開発本部長、技術管理本部長 品質管理部、建設部、市川工場、品質保証室担当
取 締 役 （常務執行役員）	牧 虎 彦	企画・管理本部長 関連会社統括、企業倫理、法務部、CSR統括室担当
取 締 役 （常務執行役員）	渡 邊 彰 彦	水環境事業本部長 事業統括部担当
取 締 役	寺 西 正 司	日東電工株式会社社外監査役
取 締 役	重 兼 壽 夫	フジテック株式会社社外取締役
取 締 役	二 村 文 友	株式会社大阪ソーダ社外取締役
常 勤 監 査 役	佐 野 広	
常 勤 監 査 役	高 石 健 雄	
監 査 役	尾 内 正 道	公認会計士、税理士 日東紡績株式会社社外取締役 税理士法人エムオーパートナーズ代表社員

- （注） 1. 取締役寺西正司、重兼壽夫および二村文友の3氏は社外取締役であります。
2. 監査役高石健雄、尾内正道の両氏は社外監査役であります。
3. 監査役高石健雄氏は富士電機株式会社の経理部長および電機システムカンパニー事業統括部長を歴任するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。監査役尾内正道氏は公認会計士および税理士として財務および会計に精通しており、高度な専門知識を有するものであります。
4. 社外取締役および社外監査役の全員は当社が定めた「独立社外役員の独立性判断基準」の要件を満たしており、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

2. 当事業年度中の取締役および監査役の異動

- ・平成28年6月27日開催の第154回定時株主総会終結の時をもって、取締役吉川 孝氏は任期満了により退任いたしました。

3. 当事業年度後の取締役の地位・担当の異動

- ・平成29年4月1日付で取締役専務執行役員中島和男氏は調達管理本部長、産業事業本部副本部長に就任いたしました。
- ・平成29年4月1日付で取締役常務執行役員牧 虎彦氏は企画・管理本部長を退任いたしました。

4. 取締役および監査役の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役	8 名	295百万円
監 査 役	3 名	41百万円
合 計	11名	337百万円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記には未払役員賞与60百万円が含まれております。
3. 上記のうち社外役員（社外取締役および社外監査役）に対する報酬の総額は5名53百万円であります。

5. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職の状況および他の兼職先との関係

地 位	氏 名	重要な兼職の状況
取 締 役	寺 西 正 司	日東電工株式会社社外監査役
	重 兼 壽 夫	フジテック株式会社社外取締役
	二 村 文 友	株式会社大阪ソーダ社外取締役
監 査 役	尾 内 正 道	公認会計士、税理士、日東紡績株式会社社外取締役 税理士法人エムオーパートナーズ代表社員

- (注) 当社と各兼職先との間には、特別の関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社 外 取 締 役	寺 西 正 司	当事業年度に開催された取締役会全13回すべてに出席し、金融機関における長年の経験と財務に関する豊富な知見をもとに意思決定にかかわる重要な意見を述べるとともに、当社グループ経営に関し有益な指摘や重要な助言を行っております。
社 外 取 締 役	重 兼 壽 夫	当事業年度に開催された取締役会13回のうち10回に出席し、長年にわたる製造業における企業経営の豊富な経験をもとに意思決定にかかわる重要な意見を述べるとともに、当社グループの経営に関し有益な指摘や重要な助言を行っております。
社 外 取 締 役	二 村 文 友	当事業年度に開催された取締役会全13回すべてに出席し、長年にわたる製造業における企業経営の豊富な経験をもとに意思決定にかかわる重要な意見を述べるとともに、当社グループの経営に関し有益な指摘や重要な助言を行っております。
社 外 監 査 役	高 石 健 雄	当事業年度に開催された取締役会全13回および監査役会全6回すべてに出席し、業務執行の監査および経営事項に関する公正な監査意見を述べるとともに、豊富な財務・会計の知見を活かし監査上貴重な指摘や助言を行っております。
社 外 監 査 役	尾 内 正 道	当事業年度に開催された取締役会全13回および監査役会全6回すべてに出席し、業務執行の監査および経営事項に関する公正な監査意見を述べるとともに、公認会計士および税理士として専門的な見地から、監査上貴重な指摘や助言を行っております。

(3) 責任限定契約の内容と概要

当社と各社外役員との間では会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

5 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

井上監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬

27百万円

(2) 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

28百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、(1)の金額は合計金額で記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は上記の場合のほか、会計監査人の監査品質、監査実施の有効性および効率性、継続監査年数などを勘案し、会計監査人として適当でないと判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6 会社の体制および方針

当社は、当社および子会社の内部統制システムの整備に関する基本方針を会社法の規定する「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に基づき、平成27年4月23日の取締役会において、次のとおり決議しております。

内部統制システムの整備に関する基本方針

月島機械は、当社および子会社のすべてにわたる業務の適正を確保するために、次の体制を徹底いたします。

1. 当社および子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、当社および子会社において「企業理念」を定める。また当社は「月島機械グループ企業行動基準」を定め、当社および子会社の役職員全員が遵守する。
〔当社企業理念〕
 1. わが社は最良の技術をもって産業の発展と環境保全に寄与し、社会に貢献します
 1. わが社は市場のニーズを先取りし、最良の商品とサービスを顧客に提供します
 1. わが社は創意と活力によって発展し、豊かで働きがいのある企業をめざします
- (2) 当社は、当社の「取締役会」が、取締役の職務執行についてすべてを掌握し、かつ経営判断とその判断に基づく迅速な執行をすることが必要であると考え、職務の執行にあたる取締役は執行役員を兼務することとし、一方において業務執行の監督および牽制を効果的に実施するため、執行役員を兼務しない「社外取締役」を設ける。
- (3) 当社は、当社および子会社の経営に関する重要事項について、社内規程に基づき、執行役員を兼務する取締役により構成される「経営会議」（原則毎週開催）で審議・承認・報告・了承する。なお、当該付議事項の内、職務権限規程において取締役会付議事項とされたものおよび当社または子会社の経営に重大な影響を与える事項については、取締役会で審議・承認・報告・了承する。
- (4) 当社および子会社は、経営会議および取締役会での決定に基づく業務執行に際し、業務分掌、権限規程等に基づき、責任者、業務執行手続きを明確化する。
- (5) 当社および子会社は、企業行動基準を具体化するために、各種「社内規程」（例えば、個人情報保護基本規程、営業秘密等管理規程、独占禁止法遵守プログラム、インサイダー取引防止規程等）にその詳細を定める。

- (6) 当社は、これらの規程の実効性を担保するために「企業倫理担当」の取締役を任命し、「CSR統括室」を組織し、また、「企業倫理ヘルプライン」を設け、法令、定款に適合しない行為の未然防止、早期発見に努め、社外の弁護士を「企業倫理ヘルプライン」の受信者側の一人として任命する。
- (7) 当社および子会社は、反社会的勢力との関係を一切遮断することを目的として、企業行動基準の中に反社会的勢力への対応に関する当社の基本姿勢および社員の心構えとなすべき事項について規定し、これに基づいて、反社会的勢力には警察等関連機関とも連携し毅然と対応する。
- (8) 以上の実施状況を検証するため、CSR統括室は規程に基づき「内部監査」を実施し、その結果を当社の取締役会および監査役会に報告する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 当社は、取締役の職務の執行に係る情報を「文書管理規程」に基づき、保存、管理し、取締役および監査役が、これらの文書等を常時閲覧できる体制をとる。
- (2) これらの情報は、電磁的記録または文書により最短で10年間保存しており、今後必要に応じて記録方法の見直しを図る。
- (3) これらの情報のセキュリティを高め事件や事故の発生を防止するために、「情報セキュリティ基本規程」および「情報セキュリティ対策基準」に基づき情報セキュリティ対策を実施する。

3. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、当社および子会社の損失の危険の管理を行うため、「月島機械グループリスクマネジメント規程」を定め、有事に際しては取締役により構成される「危機管理委員会」が、子会社を統括して危機管理にあたる。危機管理委員会はその常設機関として総務部門等関連部門より構成される「危機管理委員会事務局」を設置し、危機管理に必要な活動を行う。平時においてはCSR統括室にてリスク分析やリスク関連情報の収集、管理を行い、必要に応じ経営に報告する。
- (2) 大規模災害等、当社および子会社の経営全般に重大な影響を与える事態が発生した場合は、当社社長を本部長とする「対策本部」を組織し、損害、影響等を最小限にする体制を立ち上げ、その対応にあたる。
- (3) 当社および子会社は、「各種マニュアル」（例えば、防災ハンドブック、地震防災マニュアル、緊急事態連絡マニュアル等）に危機対応の詳細を定め、緊急時における迅速な対応を図る。

4. 当社および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、当社および子会社の中期経営計画およびこれに基づく年次計画を定め、各事業本部、部門の具体的な目標を設定し、これらを毎月レビューすることにより目標達成の確度を高め業務の効率性を確保する。
- (2) 当社および子会社は、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、職務権限規程により各役職の職務と権限を明確にし、職務執行を分担する。

5. 財務報告に係る内部統制の評価および監査を確保するための体制

当社は、金融商品取引法により平成20年4月1日に開始された事業年度から適用されている「財務報告に係る内部統制の経営者による評価および公認会計士等による監査」に対応し、当社および連結子会社の社内体制を整え社外専門家のアドバイスを得て、金融商品取引法および関連するガイドラインに従って、全社レベルと主要業務プロセスレベルにおける内部統制の整備状況を把握し、有効性の評価を行い、不備がある場合はこれを是正し、内部統制報告書を作成して監査人による監査を受ける。

6. 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社および子会社は、業務の適正を確保するため、中期経営計画、これに基づく年次計画および具体的な目標を設定する。当社は子会社の当該目標の達成を、四半期毎の「グループ進捗審議会」でレビューすることにより目標達成の確度を高め、業務の効率性を確保する。
- (2) 当社は、子会社の経営について、各社の自主性を尊重しつつ、「子会社・関連会社の管理基準」に基づき子会社からの定期的な報告と、重要事項については事前了解をとることを求める。上記に関して子会社の活動を把握し、適正に指導するために「関連会社統括担当」の取締役を任命する。
- (3) 当社は、子会社の業務の適正を確保する体制を作る。具体的には、子会社において「コンプライアンス責任者」の任命、「企業倫理ヘルプライン」の設置、「月島機械グループ企業行動基準」遵守の指導等を行わせ、当社CSR統括室を中心としたコンプライアンス体制を構築する。
- (4) 上記に加え、子会社に「取締役・監査役」を派遣する。また、当社CSR統括室による「内部監査」を実施し、その結果を当社の取締役会および監査役会に報告する。

7. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役からの補助者に関する要請があれば、当該使用人の人事および取締役からの独立性に関して、取締役と監査役との間で事前協議を行い、監査役を補助する使用人を配置する体制を整える。

8. 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当該使用人は監査役の指揮命令のもと、取締役の指揮命令から独立して補助業務にあたる。

9. 当社の監査役への報告に関する体制

- (1) 当社の監査役がその職務執行において必要な情報は「取締役および使用人が監査役に報告すべき事項」として定め、監査役に必要な情報を報告する。さらに、業務執行上の意思決定に関する重要な会議への監査役の出席の機会を確保し、また監査役に対する定期報告および重要書類を回付する体制を整える。
- (2) 当社の監査役は、当社の代表取締役社長、監査法人と定期的に「意見交換会」を開催する。
- (3) 当社および子会社の役職員は、当社の監査役から業務執行について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- (4) 当社CSR統括室は、当社および子会社の内部監査、コンプライアンス、企業倫理ヘルプラインによる内部通報等の状況について定期的に当社の監査役に報告を行う。

10. 当社の監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社の監査役へ報告を行った当社および子会社の役職員に対し、そのことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨、当社および子会社の役職員に周知する。

11. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、当社の監査役が職務の執行について生ずる費用等を処理するために、毎年、一定額の予算を設ける。また、一定額の予算を超えて当社の監査役が当社に対し費用の前払等の請求を行った場合は、審議の上、速やかに当該費用または債務を処理する。

12. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社の監査役は、監査役監査として、不祥事を事前に防止し、遵法、リスク管理、内部統制等業務監査に力点を置いた監査を実施する。
- (2) 当社の監査役会は、当社の取締役会への牽制と独立性を保つため、企業活動に関する見識と経験が豊富な他社役員、役員経験者および弁護士、公認会計士等の有資格者、学識経験者あるいはこれに準ずる者から社外監査役を起用する。

内部統制システムの運用状況の概要

当社は、前記内部統制システムの整備に関する基本方針の適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は次のとおりです。

1. コンプライアンスに対する取組みの状況

企業理念を実現するための行動を「月島機械グループ企業行動基準」(小冊子)として定め、当社および子会社の全役職員に配布するとともに、教育を実施し、コンプライアンスの浸透を図っております。

また、当社および子会社の全役職員が利用できる内部通報制度として「企業倫理ヘルプライン」を設置し制度の周知の徹底を図ると同時に、法令、定款に適合しない行為の未然防止、早期発見に努めております。さらに、通報者が不利益を受けない旨を運営規程に明記するとともに当該ヘルプラインの受信者の一人として社外の弁護士を任命し、受信した通報、相談等について対応を行っております。

2. 取締役の職務執行の適正性および職務執行が効率的に行われることに対する取組みの状況

当社の取締役会は社外取締役3名を含む取締役8名で構成され、社外監査役2名を含む監査役3名も出席しております。取締役会は当事業年度において13回開催し、取締役および監査役は審議事項について活発な意見交換を行い、意思決定および監督の実効性の確保を図っております。

また、中期経営計画およびこれに基づく年次計画を定め、月次で状況を確認・検証し、必要に応じて対策案を立案し実行に移しております。取締役会の決定事項については、職務権限規程に基づき、担当の各役職の職務と権限を明確にし、組織的かつ効率的にその執行を図っております。

3. 損失の危険の管理に対する取組みの状況

当社および子会社の事業遂行に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクに関して「月島機械グループリスクマネジメント規程」を定め、「危機管理委員会」を主体に対応を図っております。また、緊急時における迅速な対応を図るため、各種マニュアル(防災ハンドブック、緊急事態連絡マニュアル等)に危機対応の詳細を定め、周知の徹底を図っております。

4. 当社および子会社における業務の適正性の確保に対する取組みの状況

当社の取締役および執行役員が子会社の役員に就任することにより、子会社の取締役等の職務の執行が適正かつ効率的に行われているかを監督しております。

子会社の経営管理につきましては、当社の経営企画部で子会社の経営管理体制を整備、統括するとともに、子会社は当社の「子会社・関連会社の管理基準」に基づき、重要事項について、当社の主管部門に対し、事前の承認申請および定期的な報告を行っております。また当社は、四半期毎に「グループ進捗審議会」を開催し、子会社の中期経営計画に基づく年次計画の進捗状況を確認しております。

また、CSR統括室が内部監査計画に基づき、当社および子会社の内部監査を実施し、その結果を当社の取締役会および監査役会に報告しております。

5. 監査役の監査が実効的に行われることに対する取組みの状況

当社の監査役会は常勤監査役2名を含む監査役3名で構成され、当事業年度において監査役会を6回開催し、監査に関する事項について協議、決議を行っております。また、それらに必要な費用の予算化が図られております。

監査役は、代表取締役社長、会計監査人と定期的に意見交換を行い、予算委員会、取締役会等の重要な会議に出席し、取締役の職務執行の監査を実施するとともに、内部統制システムの整備およびその運用状況を確認しております。

また、CSR統括室は、当社および子会社の内部監査、コンプライアンス、企業倫理ヘルプラインによる内部通報等の状況について定期的に監査役に報告すると同時に、当社および子会社の役職員が監査役に報告を行ったことに伴って不利な取り扱いを受けることのないように、周知徹底を図っております。

7 株式会社の支配に関する基本方針（平成29年3月31日現在）

1. 会社の支配に関する基本方針

当社は、「ほとんど輸入であった諸産業の機械装置を国産し、製糖産業を出発点として、化学工業、金属精錬等の興隆に奉仕する」という創業の精神の下、1905年の創業以来、乾燥、ろ過、蒸留、分離、焼却といった単位操作技術に基づく産業機械や環境装置を設計、製造してまいりました。また、自社の製品やプロセスを核としたプラントの設計、建設といったエンジニアリングを手がけ、さらには、建設したプラントのメンテナンスや維持管理、運転管理等を請け負う等、総合的な技術ソリューションをお客様に提供することで、「かけがえのない地球環境を守り、豊かな社会の礎になる諸産業に寄与する」ことを実践してまいりました。

当社は、企業が継続して発展していくには、お客様、従業員、取引先および株主等のステークホルダーとの良好な関係等を維持し発展させ、技術を基盤として中長期的な視点に立って経営することが、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上させることに繋がるものと認識しております。

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに当社株式の大規模な買付けを行う大規模買付行為であっても、企業価値および株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではなく、当該大規模買付行為に応じるかどうかは、最終的に、当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益に資するものか否かを適切に把握した株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えております。

もっとも、当社株主の皆様が、大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益に資するものか否かを適切に把握し、当該大規模買付行為に応じるか否かを判断するには、大規模買付者から十分な情報提供がなされ、さらには、現に当社の経営を担っている当社取締役会から当該大規模買付行為に対する当社取締役会の評価、意見等を含めた十分な情報が提供されることが必要であると考えております。

そこで当社取締役会は、当社株式に対する大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が当社株主の皆様に必要なに応じて代替案を提案するために必要な情報や時間を確保するために、必要な手続きを定めることとし、当該大規模買付行為を行う者が当該手続きを遵守しない場合および遵守した場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、企業価値および株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するための取組みが必要不可欠であると判断いたします。

2. 基本方針を実現するための取組み

当社は、「最良の技術をもって産業の発展と環境保全に寄与し、社会に貢献する」、「市場のニーズを先取りし、最良の商品とサービスを顧客に提供する」、「創意と活力によって発展し、豊かで働きがいのある企業をめざす」ことを企業理念として定めております。当社はこの企業理念の下、工場での製造技術を基盤とし単位操作技術を駆使した機械、装置の開発から設計、製造を行い、プロセス開発を手がけ、それら機械や装置、プロセスを核にしたプラントエンジニアリングを行い、さらには、そのメンテナンスや維持管理、運転管理をお客様に提供し、産業の発展と環境保全に寄与することで社会貢献を果たしております。これらの当社および当社グループが提供する一連のサービスは、開発・設計・調達・製造・建設・アフターサービスといった当社および当社グループのバリューチェーンによって成せるものであり、このバリューチェーンを有することが当社の強みであり、特徴であると認識しております。

当社は、当社の主たる事業領域を、上下水道設備を主要マーケットとする水環境事業と、化学、鉄鋼、食品等の産業用設備を主要マーケットとする産業事業の2つとして捉えており、「環境・エネルギー分野への注力」と「海外ビジネスの拡大」、「全社的なコストダウンの推進」を基本方針とした中期経営計画（平成25年4月～平成28年3月までの3ヶ年）を策定し、事業活動を展開しております。

本中期経営計画では、水環境事業においては、上下水道施設の改築更新需要を受注に結びつけるべく、汚泥処理技術と創エネルギー、省エネルギー技術とを組み合わせた総合的な差別化技術をもって営業活動を展開してまいります。また、社会インフラである上下水道施設のPFI、DBO事業や包括O&M業務などライフサイクルビジネスの営業活動を継続するとともに、民設民営方式による下水処理場での消化ガス発電事業への取組みを推進することで安定収益事業への展開を進めてまいります。

一方、産業事業においては、各種産業分野における高効率な生産プラント設備および単体機器の営業活動とともに、廃液や排ガス等の廃棄物処理設備の営業活動を強化してまいります。

なお、本中期経営計画における具体的な施策は次のとおりです。

〔環境・エネルギー分野への注力〕

水環境事業

- ・各種汚泥処理設備における更新需要の取り込み
- ・汚泥燃料化システムの拡販および安定的な事業運営の推進
- ・次世代型汚泥焼却システム「過給式流動燃焼システム」の拡販

産業事業

- ・大型乾燥機の適用範囲の拡大
- ・海水法排煙脱硫システムの拡販
- ・固形焼却設備、廃液燃焼システムの拡販

[海外ビジネスの拡大]

水環境事業

- ・アジア地域における上下水道インフラ案件の開拓

産業事業

- ・当社単体機器を活用したEPCビジネスの推進
- ・新興国および資源国における環境対策プラントの拡販

[全社的なコストダウンの推進]

- ・設計、調達、製造、建設等一連のバリューチェーンにおけるコストダウンの推進
- ・アジア地域における当社協力企業への設計、調達、製造委託の推進
- ・プロジェクト遂行体制強化による「総合エンジニアリング力の向上」
- ・総原価率と販管費比率の低減および遊休資産の有効活用の推進

[研究開発の強化]

水環境事業

- ・汚泥脱水機をはじめとした各種単体機器のブラッシュアップ
- ・汚泥燃料化システム、過給式流動燃焼システムにおける更なる差別化の推進

産業事業

- ・低品位炭乾燥技術の開発
- ・二次電池材料製造技術の開発

3. 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記1. に記載した会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（以下、「本プラン」といいます。）を株主総会における承認を得て導入いたしております。

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為が行われる際に大規模買付者が遵守すべき手続きを設定するものであり、当該手続きとは、①事前に大規模買付者が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②取締役会による一定の評価期間が経過した後大規模買付行為を開始する、というものです。

本プランにおいては、対抗措置の発動要件として、客観的かつ明確な要件を定めており、発動の要件に該当するか否かの判断に当社取締役会の恣意的な判断の介入する余地を可及的に排除しております。また、対抗措置の発動等、当社取締役会が大規模買付者の提案を評価、検討するに際しては、当社取締役会の恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の公正性、合理性ならびに客観性を担保するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者委員会を設置し、その勧告を最大限に尊重することとしており、当社の企業価値、株主共同の利益の確保に適うような運営が行われる仕組みが確保されております。

なお、本プランの概要は、平成26年4月24日付「当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の更新に関するお知らせ」として公表しており、このプレスリリース全文については、当社ホームページ（http://www.tsk-g.co.jp/up_pdf/201404241424.pdf）をご参照願います。

（ご参考）

なお、「**7** 株式会社の支配に関する基本方針」の「3. 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」において記載する本プランについては、平成29年5月12日開催の当社取締役会において、平成29年6月27日開催予定の当社の第155回定時株主総会における当社株主の皆様の承認を得ることを条件に更新することを決議しており、当該総会の議案として上程しております。詳細につきましては、第155回定時株主総会招集ご通知 株主総会参考書類 第4号議案をご覧ください。

8 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務体質と経営基盤の強化を図りつつ、毎期の業績、新規投資、連結配当性向等を総合的に勘案しながら安定配当に努めることを利益配分の基本方針としております。

内部留保資金につきましては、長期的な展望に立った新事業開拓・育成への投資、M&A投資、新技術開発のための研究開発投資等に活用し、企業基盤の強化に取り組んでまいります。

なお、当社は、機動的な配当政策および資本政策の遂行を図るため、剰余金の配当、自己株式の取得等を株主総会のほか、取締役会の決議により行うことができる体制を整えております。

上記の基本方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、本年5月25日開催の取締役会において、1株当たり9円と決定し、これにより、当事業年度の配当額は、中間配当金を含め1株当たり17円となります。

-
- (注) 1. 事業報告の記載金額は、単位未満切り捨てにより表示しております。
2. 事業報告の千株単位の記載株式は、千株未満切り捨てにより表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	66,664
現金及び預金	20,963
受取手形及び売掛金	32,171
有価証券	8,000
仕掛品	2,316
原材料及び貯蔵品	287
繰延税金資産	1,565
その他	1,500
貸倒引当金	△140
固定資産	39,966
有形固定資産	15,358
建物及び構築物	5,176
機械装置及び運搬具	4,870
土地	4,006
リース資産	274
建設仮勘定	849
その他	180
無形固定資産	3,190
のれん	2,470
その他	720
投資その他の資産	21,416
投資有価証券	19,258
長期貸付金	226
繰延税金資産	1,132
その他	1,483
貸倒引当金	△684
資産合計	106,630

(単位：百万円)

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	29,478
支払手形及び買掛金	12,606
電子記録債務	2,684
1年内返済予定の長期借入金	612
リース債務	156
未払法人税等	990
前受金	4,157
賞与引当金	1,849
完成工事補償引当金	960
工事損失引当金	462
その他	4,997
固定負債	15,893
長期借入金	5,416
リース債務	173
繰延税金負債	2,279
役員退職慰労引当金	216
退職給付に係る負債	7,168
その他	638
負債合計	45,372
純資産の部	
株主資本	56,531
資本金	6,646
資本剰余金	5,485
利益剰余金	45,528
自己株式	△1,130
その他の包括利益累計額	4,183
その他有価証券評価差額金	5,249
繰延ヘッジ損益	△60
為替換算調整勘定	△442
退職給付に係る調整累計額	△562
非支配株主持分	542
純資産合計	61,257
負債純資産合計	106,630

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結損益計算書 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		69,862
売上原価		54,976
売上総利益		14,885
販売費及び一般管理費		11,377
営業利益		3,508
営業外収益		
受取利息	29	
受取配当金	363	
その他	158	551
営業外費用		
支払利息	56	
為替差損	40	
その他	121	217
経常利益		3,842
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	735	735
特別損失		
固定資産除売却損	40	
特定工事損失	909	
貸倒引当金繰入額	197	
その他	3	1,150
税金等調整前当期純利益		3,427
法人税、住民税及び事業税	1,299	
法人税等調整額	19	1,318
当期純利益		2,108
非支配株主に帰属する当期純損失		61
親会社株主に帰属する当期純利益		2,169

(ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書 (要旨)

(単位：百万円)

区 分	前連結会計年度 (自 平成27年 4月 1 日 至 平成28年 3月 31 日)	当連結会計年度 (自 平成28年 4月 1 日 至 平成29年 3月 31 日)	比較増減
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,948	11,970	9,022
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,803	△1,980	△177
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2,078	1,384	3,462
現金及び現金同等物に係る換算差額	△214	△74	140
現金及び現金同等物の増減額	△1,147	11,299	12,447
現金及び現金同等物の期首残高	17,420	17,578	158
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	1,306	—	△1,306
現金及び現金同等物の期末残高	17,578	28,878	11,299

○営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動の結果得られた資金は、119億70百万円となりました（前連結会計年度は29億48百万円の獲得）。これは主に、仕入債務の減少額6億88百万円等の減少要因があったものの、売上債権の減少額86億36百万円、税金等調整前当期純利益の計上34億27百万円および前受金の増加額14億99百万円等の増加要因があったことによるものであります。

○投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動の結果使用した資金は、19億80百万円となりました（前連結会計年度は18億3百万円の支出）。これは主に、投資有価証券の売却による収入8億77百万円があったものの、有形固定資産の取得による支出23億46百万円等があったことによるものであります。

○財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動の結果得られた資金は、13億84百万円となりました（前連結会計年度は20億78百万円の支出）。これは主に、長期借入金の返済による支出7億75百万円および配当金の支払額7億56百万円があったものの、長期借入れによる収入30億円等があったことによるものであります。

計算書類

貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	47,154
現金及び預金	15,094
受取手形	522
売掛金	18,978
有価証券	8,000
仕掛品	1,739
原材料及び貯蔵品	46
繰延税金資産	972
未収入金	1,160
短期貸付金	84
その他	643
貸倒引当金	△88
固定資産	38,936
有形固定資産	13,572
建物	4,503
構築物	158
機械及び装置	4,214
車両運搬具	5
工具器具備品	79
土地	3,527
リース資産	241
建設仮勘定	840
無形固定資産	541
ソフトウェア	416
その他	124
投資その他の資産	24,822
投資有価証券	18,991
関係会社株式	4,816
関係会社出資金	135
長期貸付金	199
その他	1,336
貸倒引当金	△656
資産合計	86,090

(単位：百万円)

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	22,641
買掛金	9,258
電子記録債務	1,329
1年内返済予定の長期借入金	300
リース債務	143
未払金	2,239
未払費用	210
未払法人税等	741
前受金	2,921
預り金	3,852
賞与引当金	687
完成工事補償引当金	855
その他	102
固定負債	10,257
長期借入金	3,156
リース債務	150
繰延税金負債	2,418
退職給付引当金	3,116
その他	1,415
負債合計	32,899
純資産の部	
株主資本	47,994
資本金	6,646
資本剰余金	5,485
資本準備金	5,485
その他資本剰余金	0
利益剰余金	36,992
利益準備金	1,026
その他利益剰余金	35,965
固定資産圧縮積立金	2,286
繰越利益剰余金	33,679
自己株式	△1,130
評価・換算差額等	5,196
その他有価証券評価差額金	5,249
繰延ヘッジ損益	△53
純資産合計	53,191
負債純資産合計	86,090

損益計算書 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		38,164
売上原価		30,733
売上総利益		7,430
販売費及び一般管理費		6,708
営業利益		722
営業外収益		
受取利息	17	
受取配当金	1,898	
その他	48	1,964
営業外費用		
支払利息	3	
支払保証料	20	
為替差損	39	
その他	54	117
経常利益		2,569
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	735	735
特別損失		
固定資産除売却損	34	
関係会社出資金評価損	64	
特定工事損失	909	
貸倒引当金繰入額	197	
その他	2	1,208
税引前当期純利益		2,096
法人税、住民税及び事業税	278	
法人税等調整額	12	291
当期純利益		1,805

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月16日

月島機械株式会社
取締役会 御中

井 上 監 査 法 人

指 定 社 員 公認会計士 荻 嶋 秀 雄 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 尾 上 友 之 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、月島機械株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、月島機械株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月16日

月島機械株式会社
取締役会 御中

井 上 監 査 法 人

指 定 社 員 公認会計士 萱 嶋 秀 雄 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 尾 上 友 之 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、月島機械株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第155期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第155期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、CSR統括室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

（2）計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人井上監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人井上監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成29年5月18日

月島機械株式会社 監査役会

常勤監査役 佐 野 広 ㊞

常勤監査役 高 石 健 雄 ㊞

監 査 役 尾 内 正 道 ㊞

（注）監査役 高石健雄、監査役 尾内正道は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

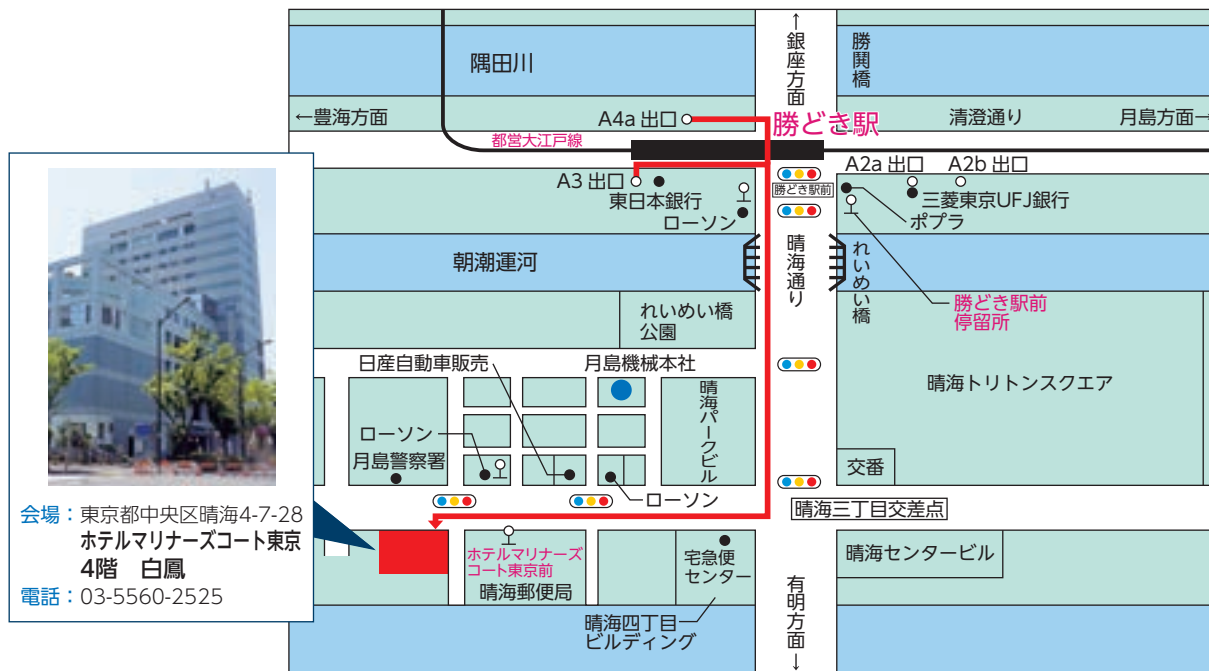
メモ

株 主 メ モ

- 事業年度 4月1日から翌年3月31日まで
- 定時株主総会 6月に開催いたします。
- 基準日

定時株主総会	3月31日
期末配当金受領株主確定日	3月31日
中間配当金受領株主確定日	9月30日
- 株主名簿管理人
 特別口座 □座管理機関 三菱UFJ信託銀行株式会社
- 同連絡先 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
 〒137-8081
 東京都江東区東砂七丁目10番11号
 TEL 0120-232-711 (通話料無料)
- 公告方法 電子公告 <http://www.tsk-g.co.jp>
 (ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告を
 することができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。)
- 単元株式数 100株
- 株主優待制度
 - (1) 毎年3月末日の株主名簿において、1,000株以上ご所有の株主様に対し、10月中旬に新米（新潟魚沼産こしひかり）4kgを送付いたします。
 - (2) 毎年9月末日の株主名簿において、4月以降あらたに1,000株以上ご所有になられた株主様に対し、11月初旬に新米（新潟魚沼産こしひかり）4kgを送付いたします。
 - (3) 毎年3月末日の株主名簿において、3年以上継続して1,000株以上ご所有の株主様（※）に対し、上記（1）に新米（新潟魚沼産こしひかり）2kgを追加いたします。
 ※「3年以上継続して1,000株以上ご所有の株主様」とは、3月末日の株主名簿において、同一株主番号で3年以上継続して記録されている株主様（同一の株主番号で1,000株以上を、9月末日、3月末日の株主名簿に7回以上継続して記録されている株主様）といたします。
- ホームページアドレス <http://www.tsk-g.co.jp>
 (IR情報では詳細な財務情報および決算短信を掲載しております。)

株主総会会場ご案内図



■ 勝どき駅から徒歩でお越しの場合

勝どき駅（大江戸線）A3、A4a出口から15分（— 徒歩コース）

経路

- ① 勝どき駅A3、A4a出口より、晴海通りを有明方面にお進みください。
- ② れいめい橋を渡り、晴海三丁目交差点まで進みます。
- ③ 同交差点を渡り、晴海通りを右折します。
- ④ そのまま直進していただき、二つ目の信号の先左手に会場がございます。

■ バスでお越しの場合

	勝どき駅	東京駅	有楽町駅	銀座駅	
バス停最寄り駅		JR線	JR線	日比谷線	
	大江戸線	丸ノ内線	有楽町線	銀座線	丸ノ内線
都営バスの系統 行先	都03又は05-1	都05-1	都05-1	都03又は05-1	
	晴海埠頭行き				
	※都バス05-2系統「東京ビッグサイト」行は「ホテルマリナーズコート東京前」には停車いたしませんので、ご注意ください。				
乗車停留所	勝どき駅前	東京駅丸の内南口	有楽町駅前	銀座四丁目	数寄屋橋
下車停留所	ホテルマリナーズコート東京前				

※お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願いいたします。

株主総会ご出席の皆様へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。